

大津地方裁判所委員会議事概要

1 日時

令和2年9月24日（木）午前10時から午後0時15分まで

2 場所

大津地方裁判所大会議室（本館1階）

3 出席者

（地方裁判所委員会委員）五十音順・敬称略

池田千晶，大西直樹，北井和子，齊藤一馬，齊藤壽一，高野剛，高橋陽一，瀧華聡之，
玉置千春

（事務担当者）

高橋孝治，松浦和徳，室谷嘉彦，遠藤恭弘，山西弘記

4 議事

(1) 委員の紹介

事務担当者から，前回委員会後に任命された大津地方裁判所委員会委員の紹介があった。

(2) 前回委員会以後の裁判所における取組等

事務担当者から，前回委員会で委員から出された意見を踏まえて，裁判所が行った取組等について説明した（前回のテーマ：裁判手続のIT化について）。

(3) 利用者アンケートの報告

事務担当者から，庁舎内に備置きの来庁者へのアンケートについて，令和元年10月から令和2年3月分の次の内容を報告した上，利用者の声を基に改善に取り組んでいることを説明した。

ア 回答数は13通である。回答者の性別は男性9人，女性2人，未回答2人であり，年齢は未成年から70代までである。

イ 回答者の来庁用件は，裁判・調停の申立て及び出席，裁判傍聴等である。

ウ 裁判所施設について，行き先の分かりやすさにつき，「本館と別館の行き来が分かりにくい。」という回答があった一方，「警備員や係の人が親切に案内してくれた。」といった回答もあった。

エ 裁判所職員の対応については，「丁寧。」「非常に良かった。」等の意見が大半で，対応に不満があるとの意見はなかった。

(4) 意見交換（テーマ「刑事裁判における被害者への配慮・保護に関する制度と運用」）

刑事裁判における被害者への配慮・保護に関する制度及び当庁における運用状況等について，事務担当者からパワーポイントを用いて説明した。その後，法廷において，架空の住居侵入，強制わいせつ事件を用いて，被害者への配慮・保護制度が実施されていない裁判手続と実施されている裁判手続を模擬裁判として実施した後，意見交換を

行った。

発言要旨は、別紙のとおり。

(5) 次回委員会の日程，テーマについて

次回の委員会は，令和3年2月2日（火）午前10時から午前11時30分までとする。テーマは「裁判所における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について」とする。

(別紙)

(発言要旨)

(■委員長, ○学識経験者, ◎弁護士委員, △検察官委員, ◇裁判官委員, ▲事務担当者)

【刑事裁判における被害者への配慮・保護に関する制度と運用】

- 被害者への配慮・保護制度について、プレゼンテーションによる説明を行い、模擬裁判を体験していただいたが、御感想や御意見をいただきたい。まずは、模擬裁判で証人役をしていただいた委員から感想をいただきたい。
- 非常に貴重な経験をさせていただいた。

配慮・保護制度が実施されていない裁判手続は、まさに針のむしろといった状況で、自分自身が被害者であったとしたら被害体験がフラッシュバックしただろうと思われた。裁判手続によって、精神的に2次被害を受けていただろうと感じた。

配慮・保護制度が実施された後の裁判手続は、傍聴人等の視線が少なくなるため、多少なりとも圧迫感は減じた。しかし、女性にとってはデリケートな事案であり、尋問される検察官や弁護人が男性というだけで、男性不信や恐怖心が増すように感じた。そうした点から、尋問をする検察官や弁護人の顔が見えないように衝立を設置した方が答えやすくなると感じた。被害を受けた女性からすると、証人席に立つということ自体が非常に勇気のいることであるので、できる限り圧迫感がない状況を作れると良いと感じた。
- 傍聴していた委員は、どのように感じたか。
- 初めて裁判を傍聴したが、被告人と証人(被害者)の距離が近いと感じた。法廷のサイズから仕方ないが、証人からすると被告人の息遣いも聞こえるような距離であり、プレッシャーを感じるように思われた。そうした点から、証人尋問の際に、被告人が在廷している必要があるか疑問に思った。また、証人のことを考えれば、傍聴を制限することはできないものかとも感じた。

滋賀県のような土地柄であれば、氏名や住所が秘匿されていても、声色等で本人と特定されるおそれがあるため、ボイスチェンジャーなどで声色を変えることも検討すべきではないか。
- 確かに、遮へい板を設置しても証人と被告人の距離は変わらないため、証人が被告人と同じ部屋にいることを望まない場合は、ビデオリンクを使うことになると思われる。ところで、配慮・保護制度が実施される前と実施された後の模擬裁判で違いは感じたか。
- 配慮・保護制度が実施される前の裁判手続は、あり得ないものと映った。配慮・保護制度が実施されるようになったことで大きな改善がなされたと感じた。

しかし、配慮・保護制度が実施されていても、遮へい板のすぐ向こうには被告人がおり、声を出せばすぐに聞こえる距離感は、被害者にとってはプレッシャーであろうし、傍聴人が何十人もいるというプレッシャーは変わらないと感じる。
- 憲法において、裁判の公開原則が定められているため、傍聴人を入れないという対応は

非常に難しい。

- 証人の証言を録音や録画のデータを使用することはできないのか。書面では難しくても、直接に尋問を受けている場面を録画したものであれば、真意が伝わると思うが、その場合でも被害者は出廷しないとイケないのか。

また、ビデオリンクを自宅につなぐことはできないのか。被害者本人が裁判所に行かなければならないことは大きな負担であると思われるため、代理人が書面を読み上げることはできないのか。

- 刑事訴訟法に伝聞法則というものがあり、代理人が書面を読み上げるという方法は難しい。また、被告人には口頭で尋問できるという権利があるため、録音や録画による方法も難しい。

被告人が同意をすれば、書面による審理も可能であるが、事実関係を争う事案では、双方から質問をして、何が真実であるかを確かめる必要がある。

- 被害者が法廷で証言することができない場合は、裁判をあきらめなければならないのか。

- ◇ 法廷において証人尋問を行うのは、必要な場合に限っている。模擬裁判で実演したような犯罪の成立を争っている事案では、被害者の尋問が欠かせないが、実際の裁判では争いがない事案も多く、証人尋問を行わないこともある。また、どうしても証人尋問が必要な場合でも、争点整理を十分に行い、尋問する範囲を絞ったり、遮へい措置やビデオリンクによる尋問を検討するなど、弁護士及び検察官と相談して最適な方法を選択している。

- △ 検察官としても、できる限り被害者を法廷に呼ぶことは避けたいと考えており、裁判官及び弁護士と話し合い、争いがない部分は書面で証拠調べを行うなどしている。

先ほど提案があった動画について、検察庁では取調段階で行った事情聴取の様子を録画したものを証拠として活用できるのではないかとの考えもある。

- ◎ なるべく被害者を法廷に呼びたくないという思いは弁護士も同じである。しかし、模擬裁判のような被告人と被害者の言い分が対立している事案では、弁護士とすれば被告人の言い分を前提とするため、被害者が嘘の証言をしていると考えざるを得なくなる。仮に嘘の証言により被告人が処罰されることになれば、それは正義に反するため、被害者の証言の信用性を尋問により追求し、立証することは必要である。

音声の加工という提案もあったが、弁護士からすると、どういった声色で、どういった表情で答えているかも信用性を判断する上で重要な材料となるため、対応は難しい。

真実発見と被害者の配慮のバランスをどうとるかということは非常に難しい問題である。刑事裁判が被告人に刑罰を加えるという手続である以上、真実を明らかにすることは大事である。一方、被害者が加害者と近くにいると大きなプレッシャーを受けることは、民事裁判の経験でも感じるところである。担当した民事事件において、被害を受けた女性が加害者と同じ法廷に入ることを強く嫌がったことがあり、ビデオリンクによる尋問は尋問がやりにくいという点はあるが、一定程度は必要な手続だと思う。

- 保護司という仕事上、加害者と関わることが多いが、性犯罪の加害者は、被害者との接点がほとんどなく、被害者の実情をほとんど知らない。謝罪や弁償も拒否されることが多く、どうしても被害者の思いに至らないという現実がある。

性犯罪は、一番難しい事案で、表に出ない事案も多くある。非常に根が深い犯罪であり、寄り添って対応し、悪いことだと認識させる必要があるが、そうしたサポートを行う人も物も不足している。

加害者に反省を促す上では、被害者の生の声を聞くことも一定程度は意義があると考えられる。遠ざけることも必要であるが、更生のためには、被害者の空気を肌で感じることも重要である。そうすることで、被害者が一生傷を背負いながら生きていかなければならないことを実感し、反省が深まると思われる。

- ◎ 本委員会に際し、弁護士会内にある被害者委員会から話を聞いたので紹介したい。

被害者からは、情報提供を望む声が多いとのことである。被害者特定情報の秘匿基準等が明らかでないため、被害申告した際に特定情報が守られるかどうか分からず、躊躇することがあるようである。また、警察官や検察官に対しては、なるべく早期に被害者支援を弁護士や自治体が行っていることを紹介してほしいとの要望があった。

- ◇ 先ほど、尋問する者の性別について御意見をいただいたが、性犯罪の事件では女性検察官が担当することが多いように思われるが、検察庁の実情を紹介してほしい。

- △ 件数が多いと不均衡が生じるため、一定の限界はあるものの、性犯罪については、取調べや尋問は女性が担当する方が良いと考えており、なるべく女性検察官が担当している。

- ◇ 先ほど音声加工について御意見が出ていたが、現行の法律では音声加工が認められておらず、声色も含めて信用性を判断する材料の1つにはなり得るので、運用上の工夫として取り入れることは難しい。

また、傍聴の制限については、裁判の公開は憲法上の要請であり、公序良俗を害するおそれがあると認められる場合に限り、極めて例外的な措置として裁判を公開しないで行うことができるとされているのみである。ほとんど実例もなく、被害者保護のための措置として行うことは難しい。

- 証人から顔が見えないようにするということについてはどうか。

- ◇ 被告人本人と証人との間で遮蔽措置をとり、相互に見えないようにすることは可能であるが、弁護人からも証人の顔が見えないようにすることは、被告人、弁護人の防御権の観点から難しい。

- 昨今は新型コロナウイルス感染症の関係でマスクを着用することが多いと思われるが、証人の表情等はどのように確認しているのか教えてほしい。

- ◇ 顔の表情は、証言の信用性を判断する1つの要素となり得るところであり、コロナ禍の現状においてどのように対応するかまさに検討しているところである。検察官及び弁護人から特段の意見がなければ、証人にマスクを着用してもらったまま尋問を行っている。しかし、証言の信用性が深刻に争われるようなケースで、検察官や弁護人から証人の表情

が見える状態で尋問を実施してほしい旨の申し出があった場合には、裁判所において、相手方当事者の意見も聴き、申出に理由があると判断すれば、例外的な措置として、マスクの代わりにフェイスシールドを着用してもらう措置や証人の周りに透明の遮へい板を設置する措置を採ることもある。

- 最近、事件関係者が裁判員に接触したとの報道もあったが、被害者が裁判所に来る際に入り口等の配慮はされているのか。
- 先ほどのプレゼンテーションの中でも触れたが、被害者が法廷以外で加害者側や一般来庁者等と無用な接触をしないで済むように動線を配慮している。 以 上